

別記第2号様式（結果の公表）

「鴨川市地域防災計画（改定原案）」に対する意見募集結果をお知らせします。

鴨川市地域防災計画（改定原案）について、皆様からご意見を募集した結果は次のとおりでした。
【策定した政策の名称】 鴨川市地域防災計画（改定原案）
【政策等の案を公表した日】 令和3年1月5日（火）
【意見募集期間】 令和3年1月5日（火）から2月3日（水）まで
【意見の提出状況】 1 意見提出者 1人 2 延べ意見数 5件
【実施担当課／問い合わせ先】 鴨川市総務部危機管理課 防災危機管理係 電話番号 04-7093-7833
【お知らせ】 鴨川市地域防災計画（改定原案）及び関係資料については、市ホームページのほか、次の場 所で閲覧することができます。 鴨川市役所 4階 危機管理課 鴨川市役所 1階 市政情報コーナー

鴨川市地域防災計画（改定原案）に係るパブリックコメント実施結果

鴨川市地域防災計画（改定原案）を公表し、それに対する市民の皆様からのご意見を募集するパブリックコメント手続を実施したところ、以下のとおり貴重なご意見を頂きました。

寄せられたご意見の内容と、それに対する市の考え方等をお示しします。

【パブリックコメント手続実施結果】

1 案件名

鴨川市地域防災計画（改定原案）

2 募集期間

令和3年1月5日（火）～2月3日（水）

3 募集方法

市ホームページ、危機管理課、市政情報コーナーにおいて鴨川市地域防災計画（改定原案）及び新旧対照表を公表し、意見を募集しました。

4 意見の提出件数

5件（意見提出者 1名）

5 意見の概要と市の考え方

意見の概要	市の考え方
第1編 総則編 第2節 計画の基本方針 1. 災害予防対策 「自主防災組織の育成強化と防災訓練の充実」を「自主防災組織の育成強化と <u>防災教育</u> ・防災訓練の充実」に改める。（総-3）	計画原案では防災教育について記載している箇所もあることから、ご意見を踏まえ、「自主防災組織の育成強化と防災訓練の充実」を「自主防災組織の育成強化と <u>防災教育</u> 、防災訓練の充実」に改めます。（総-3）
第2編 地震・津波災害編 第1章 災害予防計画 第1節 地域防災力の向上 1. 防災知識の普及・啓発 「1. 防災知識の普及・啓発」を「1. 防災 <u>意識</u> ・知識の普及・啓発」に改める。（地・津-1）	内面的な防災意識の向上を含めて記載している箇所があることから、ご意見を踏まえ、「1. 防災知識の普及 <u>と防災意識の啓発</u> 」に改めます。（地・津-1） なお、第3編 風水害等編においても同様の箇所があることから、同様に改めます。（風水-7、16）

意見の概要	市の考え方
<p>第2編 地震・津波災害編 第1章 災害予防計画 第1節 地域防災力の向上 1. 防災知識の普及・啓発 ⑦ 学校教育 「学校においては、地域の災害リスクやとるべき避難行動を含めた、児童・生徒への防災教育の充実を図る。」を「学校においては、地域の災害リスクやとるべき避難行動を含めた<u>タイムライン</u>など、児童・生徒への防災教育の充実を図る。」(地・津-2)</p>	<p>文中の「とるべき避難行動」には適時・適切な行動という意味合いを含むものと捉えられるため、現行のとおりとします。</p>
<p>第2編 地震・津波災害編 第3章 災害復旧・復興計画 第1節 被災者生活への支援 5. り災証明書の発行 「住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。」を「住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、<u>ドローン撮影</u>、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。」に改める。(地・津-105)</p>	<p>ご意見を踏まえ、「住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。」を「住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、<u>ドローン等による空撮写真</u>、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。」に改めます。(地・津-105) なお、第3編 風水害等編においても同様の箇所があることから、同様に改めます。(風水-104)</p>
<p>第3編 風水害等編 第1章 災害予防計画 第6節 防災施設等の整備 3. 避難施設の整備 (2) 避難所の整備 「⑥ 避難所に食料(アレルギー対応食品等を含む)、水、(中略)等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。」を「⑥ 避難所に食料(アレルギー対応食品等を含む)、水、<u>乳児用液体ミルク</u>(中略)等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。」(風水-11・12)</p>	<p>乳児用液体ミルクについては、常温で保存でき、お湯で溶かす必要がなく、災害用備蓄品としている団体もありますが、避難所に備蓄しておくことは、避難所の環境と賞味期限などから難しいと考えられます。 このため、流通備蓄として対応する品目として、計画に明記します。「乳児に対しては、協定締結事業者(中略)等から粉ミルク(調製粉乳) <u>又は液体ミルク</u>を調達する。」(地・津-81、風水-82)</p>